

新潟市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月2日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第70号

新潟市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市国民健康保険条例施行規則（昭和44年新潟市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「被保険者証又は被保険者資格証明書及びその事実を証明することができる書類」を「被保険者の資格情報が確認できるもの」に、「掲示」を「提示」に改め、同条ただし書中「被保険者証」を「被保険者の資格情報が確認できるもの」に改める。

第10条中「第9項」を「第5項」に改める。

第12条第1項第2号を削り、同項第3号中「被保険者証」を「資格確認書」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項中「前各号」を「前項第1号及び第2号」に、「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第14条（見出しを含む。）及び第15条（見出しを含む。）中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第16条第1項中「第52条及び第54条から第54条の4まで」を「第52条から第54条の2まで、第54条の3及び第54条の4」に改める。

第18条中「被保険者証」を「被保険者の資格情報が確認できるもの」に改める。

第18条の2中「被保険者証及び死亡診断書又は火葬許可証の写しを提示して、別に定める申請書により」を「別に定める申請書に、葬祭の執行に関する証拠書類を添えて、」に改める。

第19条及び第19条の2中「、被保険者証を提示して」を削る。

第29条第3項中「6月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間

として最長1年)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第29条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の保険料について適用し、令和6年度分のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。